



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年12月24日水曜日 第2634号

## ◇ 目 次 ◇

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生 .....	(水産課) ...1046
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	( " ) ...1046
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	(港湾海岸課) ...1046
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...1047
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...1047
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	( " ) ...1047
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	( " ) ...1048
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...1048
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...1048
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	( " ) ...1049

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...1049
-----------------------------	-------------------

## 告 示

### ○愛媛県告示第1414号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

御荘加入区

### ○愛媛県告示第1415号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成22年12月愛媛県告示第1428号）による保険に付すべき義務は、平成26年12月23日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中村時広

(南予地方局産業経済部管内)

御荘加入区

### ○愛媛県告示第1416号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第

22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成26年12月24日

宇和島港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市土地開発公社

宇和島市曙町1番地

代表者 理事長 石橋 寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域

(1) 位置

3工区1

宇和島市住吉町字立田ヶ浦1009番8から同市大浦字長浦甲3番5に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち㉔、㉕、㉖、 、 ㉗の地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉔の地点を結ぶ平成12年秋分の満潮位（D.L.+2.18m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点：宇和島市住吉町字住吉山乙700番8

国土地理院「住吉」四等三角点

（北緯33度13分31.804秒、東経132度33分27.874秒）

㉔の地点は、基点から真北327度45分12秒390.70メートルの地点

㉕の地点は、㉔の地点から真北175度10分17秒55.44メートルの地点

㉖の地点は、㉕の地点から真北201度09分55秒3.00メートルの地点

の地点は、㉔の地点から真北291度09分55秒47.02メートルの地点

の地点は、の地点から真北2度59分59秒79.69メートルの地点

㉕の地点は、の地点から真北92度59分59秒53.35メートルの地点

(3) 面積

3,767.23平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年2月23日 愛媛県指令12港第527号

4 しゅん功認可年月日

平成26年12月24日

○愛媛県告示第1417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年12月24日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 弘 熙	四国中央市川之江町3113番地の69
"	石 川 有 利	四国中央市川之江町2951番地
"	星 川 安 徳	四国中央市金生町下分365番地
"	石 川 幸 成	四国中央市金生町山田井17番地 1
"	大 西 明	四国中央市金生町山田井706番地 2
"	大 西 義 彦	四国中央市金生町山田井1040番地 6
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720番地
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199番地の 1
"	篠 原 肇	四国中央市金田町金川114番地16
"	吉 岡 秀 徳	四国中央市金田町金川924番地の 5

"	宇 高 勉	四国中央市金田町金川1442番地 1
"	押 条 和司朗	四国中央市金田町半田乙52番地
"	石 村 國 次	四国中央市川滝町下山2066番地
"	石 川 晴 男	四国中央市川滝町領家1375番地
"	篠 原 共 明	四国中央市柴生町448番地の 3
"	石 川 陽 一	四国中央市妻鳥町2400番地の 2
監 事	井 原 芳 順	四国中央市金生町下分2131番地 3
"	矢 野 強	四国中央市金田町半田甲530番地
"	石 川 定 生	四国中央市柴生町552番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	薦 田 正 明	四国中央市川之江町656番地の 1
"	石 川 有 利	四国中央市川之江町2951番地
"	星 川 安 徳	四国中央市金生町下分365番地
"	石 川 耕 二	四国中央市金生町山田井190番地 1
"	大 西 明	四国中央市金生町山田井1364番地 4
"	柴 垣 隣 夫	四国中央市金生町山田井893番地 1
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720番地
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199番地の 1
"	山 川 彰 夫	四国中央市金田町金川320番地
"	吉 岡 秀 徳	四国中央市金田町金川924番地の 5
"	鈴 木 幸四郎	四国中央市金田町金川1253番地
"	矢 野 強	四国中央市金田町半田甲530番地
"	石 村 國 次	四国中央市川滝町下山2171番地
"	篠 原 義 尚	四国中央市川滝町下山1772番地
"	篠 原 共 明	四国中央市柴生町448番地の 3
"	石 川 義 幸	四国中央市妻鳥町2961番地の 1
監 事	山 下 宏 二	四国中央市金生町山田井706番地 1
"	篠 永 薫	四国中央市金田町半田乙335番地
"	毛 利 仁 弘	四国中央市川滝町領家1156番地

○愛媛県告示第1418号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成26年12月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100508	株式会社ラビダ	松山市和気町2丁目747番地16	松 崎 博 子	児童発達支援	児童発達支援&放課後等デイサービスえるむ(得夢)	松山市姫原3丁目9-42	平成26年11月1日
3850100508	株式会社ラビダ	松山市和気町2丁目747番地16	松 崎 博 子	放課後等デイサービス	児童発達支援&放課後等デイサービスえるむ(得夢)	松山市姫原3丁目9-42	平成26年11月1日
3853500050	株式会社パーソナルアシスタント青空	松山市古川北3丁目4番32号	佐 伯 英 三	放課後等デイサービス	とべ こどもデイ青空	伊予郡砥部町高尾田77番地	平成26年11月14日

○愛媛県告示第1419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年12月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500416	合同会社つむぎ	東温市北方3203番地5-211	松 尾 通 子	居宅介護	ヘルパーステーション月と太陽	東温市北方3203番地5フォレストコート211号	平成26年11月1日
3811500416	合同会社つむぎ	東温市北方3203番地5-211	松 尾 通 子	重度訪問介護	ヘルパーステーション月と太陽	東温市北方3203番地5フォレストコート211号	平成26年11月1日

○愛媛県告示第1420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年12月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500341	特定非営利活動法人桜	東温市松瀬川13505番地1	土手内 弘 喜	就労継続支援B型	特定非営利活動法人桜就労継続支援B型施設	東温市松瀬川13505番地1	平成26年11月30日

○愛媛県告示第1421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年12月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第36号 平成26年12月11日	東温市田窪字井手ノ上308番7	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 代表取締役 井 阪 隆 一

○愛媛県告示第1422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年12月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第37号 平成26年12月11日	東温市田窪字井手ノ上308番2、308番6	西条市西田甲590番地2 株式会社大屋 代表取締役 伊 藤 慎太郎

○愛媛県告示第1423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年12月24日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地

”	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
”	次 屋 辰 生	宇和島市宮下甲863番地
”	國 正 丈 夫	宇和島市光満甲1331番地
”	森 和 正	宇和島市高串2番耕地1303番地
”	氏 原 邦 弘	宇和島市高串2番耕地2205番地
”	岡 田 健 一	宇和島市藤江1337番地
”	緒 賀 長 治	宇和島市大浦甲636番地
”	河 野 正	宇和島市大浦甲1741番地19
”	松 廣 桂	宇和島市大浦甲2238番地
”	武 川 豊 茂	宇和島市蛤330番地
”	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地1

"	西 山 岩太郎	宇和島市石応1342番地 1
"	中 村 好 次	宇和島市蕨115番地
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	山 本 力 行	宇和島市三浦西1314番地 2
"	岡 野 昇	宇和島市笹町 2 丁目 1 番10号
"	兵 頭 司 博	宇和島市津島町岩松甲1277番地11
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	大 濱 勇 吉	宇和島市白浜217番地 1
"	岡 富 士 夫	宇和島市大浦甲740番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	保 木 寛	宇和島市光満甲1358番地
"	氏 原 淳 吉	宇和島市高串 2 番耕地1696番地
"	松 本 泰 宏	宇和島市光満甲1568番地
"	森 田 立 夫	宇和島市藤江1362番地
"	大 内 良 徳	宇和島市大浦甲1009番地 5
"	大 塚 武 司	宇和島市大浦甲1970番地
"	松 廣 桂	宇和島市大浦甲2238番地
"	山 崎 毅	宇和島市蛤56番地 8
"	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地 1
"	西 山 岩太郎	宇和島市石応1342番地 1
"	山 内 勘 市	宇和島市小浜2194番地24
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	小 林 輝 彦	宇和島市三浦西1683番地
"	岡 野 昇	宇和島市笹町 2 丁目 1 番10号
"	小清水 千 明	宇和島市吉田町河内甲176番地
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	山 本 力 行	宇和島市三浦西1314番地 2
"	岡 富 士 夫	宇和島市大浦甲740番地

○愛媛県告示第1424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用土地利用改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年12月24日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成26年12月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,175,553
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,512
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 246,945

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,576	14,526
南 宇 和 郡	20,231	6,744
松山市・上浮穴郡	429,613	138,269
今治市・越智郡	143,653	47,885
宇和島市・北宇和郡	81,843	27,281
八幡浜市・西宇和郡	40,500	13,500
新 居 浜 市	100,711	33,571
西 条 市	92,220	30,740
大洲市・喜多郡	53,409	17,803
伊 予 市	31,770	10,590
四 国 中 央 市	75,073	25,025
西 予 市	34,965	11,655
東 温 市	27,989	9,330